
令和 7 年大和町議会 6 月定例会議会議録

令和 7 年 6 月 2 日（月曜日）

応招議員（16 名）

1 番	本 田 昭 彦 君	9 番	馬 場 良 勝 君
2 番	佐 野 瑠 津 君	10 番	今 野 信 一 君
3 番	宮 澤 光 安 君	11 番	渡 辺 良 雄 君
4 番	平 渡 亮 君	12 番	槻 田 雅 之 君
5 番	櫻 井 勝 君	13 番	堀 籠 日出子 君
6 番	森 秀 樹 君	14 番	大須賀 啓 君
7 番	佐々木 久 夫 君	15 番	児 玉 金兵衛 君
8 番	犬 飼 克 子 君	16 番	今 野 善 行 君

出席議員（１６名）

１番	本 田 昭 彦 君	９番	馬 場 良 勝 君
２番	佐 野 瑠 津 君	１０番	今 野 信 一 君
３番	宮 澤 光 安 君	１１番	渡 辺 良 雄 君
４番	平 渡 亮 君	１２番	槻 田 雅 之 君
５番	櫻 井 勝 君	１３番	堀 籠 日出子 君
６番	森 秀 樹 君	１４番	大須賀 啓 君
７番	佐々木 久 夫 君	１５番	児 玉 金兵衛 君
８番	犬 飼 克 子 君	１６番	今 野 善 行 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	健康推進課長	大 友 徹 君
副 町 長	千 葉 喜 一 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
教 育 長	八 巻 利栄子 君	商工観光課長 兼企業立地 推進室長	星 正 己 君
代表監査委員	内 海 義 春 君	都 市 建 設 課 長	江 本 篤 夫 君
総務課長兼 危機対策室長	児 玉 安 弘 君	上下水道課長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政策課長	遠 藤 秀 一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	丹 野 俊 宏 君
財 政 課 長	佐々木 克 敏 君	教育総務課長	菊 地 康 弘 君
税 務 課 長	青 木 朋 君	生涯学習課長	浪 岡 宜 隆 君
町民生活課長	吉 川 裕 幸 君	税 務 課 徴収対策室長	阿 部 友 紀 君
子ども家庭課 長兼こども家 庭センター長	小 野 政 則 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	早 坂 基 君		

事務局出席者

議会事務局長	村 田 充 穂	次 長	相 澤 敏 晴
主 事	佐 藤 み な み		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前 9時58分 開 会

議 長 (今野善行君)

ただいまから、令和7年大和町議会6月定例会議を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (今野善行君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番児玉金兵衛君及び1番本田昭彦君を指名します。

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (今野善行君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会議の議会期間は、本日から6月6日までの5日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日から6月6日までの5日間に決定しました。

「諸般の報告」

議 長 (今野善行君)

これから諸般の報告を行います。

町長より、報告事項があります。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

おはようございます。

本日ここに、令和7年大和町議会6月定例……。

それでは、先駆けまして行政報告をさせていただきたいと思います。詳細につきましては、担当課長より報告をさせますのでよろしくお願いをいたします。

議 長 （今野善行君）

財政課長佐々木克敏君。

財政課長 （佐々木克敏君）

おはようございます。

諸般の報告の資料に基づき説明させていただきます。

資料の1ページをお開き願います。

繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和6年度大和町一般会計予算について、別紙繰越計算書のとおり繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

全部で16事業ございます。それぞれの繰越額、完成予定時期を上から順にご説明申し上げます。

3款1項非課税世帯等生活支援につきましては9,844万円で、完了予定は11月末となっております。同じく3款1項保健福祉総合センター大規模改修実施設計は1,326万2,000円で、完了予定は12月末となっております。

続いて、5款1項下ため池改修等は1,776万7,000円。同じく5款1項鶴巣地区農業環境整備事業は5,250万円で、完成予定はそれぞれ令和8年3月末となっております。

6款1項蛇石せせらぎ公園駐車場整備は1,705万円。同じく6款1項シティプロモーション動画作成は110万円で、完成予定はそれぞれ12月末となっております。

7款1項土地明渡請求等につきましては108万5,000円で、完了予定は1月末となっております。

7款2項道路維持管理につきましては2,960万9,000円で、完成予定は令和8年1月末。同じく7款2項道路改良は8,084万円で、完成予定は令和8年3月末となっております。

7款3項河川改良につきましては6,615万円で、完了予定は令和8年3月末となっております。

7 款 4 項市街化区域編入方策検討につきましては410万円。同じく 7 款 4 項吉岡西部土地地区画整理事業区域外道路整備等は6,325万円で、完成予定はそれぞれ 9 月末となっております。

7 款 5 項町営西原第一住宅 2 号棟給排水管等更新は2,076万8,000円、完了予定は 6 月末。

8 款 1 項木造住宅耐震改修工事助成は110万円で、完了予定は 7 月末。

9 款 2 項小学校空調設備整備は 1 億6,282万9,000円、9 款 3 項中学校空調設備整備は7,220万9,000円で、それぞれ11月末の完了予定です。

合計金額は、繰越議決額 7 億7,217万1,000円に対しまして、実際の繰越額は 7 億205万9,000円でございます。

財源内訳につきましては、既収入特定財源が110万円、国庫支出金が 1 億6,627万4,000円、県支出額が25万円、地方債が5,530万円、その他で 1 億2,514万5,000円、一般財源が 3 億5,399万円となっております。

一般会計分は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして、3 ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和 6 年度大和町吉岡西部土地地区画整理事業特別会計予算について、別紙繰越計算書のとおり繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定によりましてご報告するものでございます。

4 ページをお願いいたします。

1 款 2 項土地地区画整理事業費の土地地区画整理事業造成等に係ります宅地造成につきまして、関係機関との調整、協議に不測の時間を要しましたことから年度内完了が困難となったものでございます。完成予定時期につきましては 9 月末を予定してございます。繰越議決金額 3 億1,489万3,000円と同額を翌年度に繰越いたしましたものでございます。財源内訳につきましては、国庫支出金 1 億5,047万3,000円、地方債 1 億5,320万円、一般財源1,122万円となっております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長（亀谷 裕君）

続きまして、5ページをお願いいたします。

予算繰越計算書についてであります。令和6年度大和町下水道事業会計予算について、別紙繰越計算書のとおり繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定によりまして報告するものでございます。

6ページをお願いいたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定によります建設改良費の繰越額であります。

1款資本的支出2項建設改良費の事業名は監理1号公共下水道（雨水）管路布設工事積算施工監理業務及びその下段となります、下水3号公共下水道（雨水）管路布設工事（吉岡西部地区）の2件につきましては、いずれも吉岡西部土地区画整理事業に関連する業務及び工事でございます。

その下段、マンホールトイレ整備工事積算施工監理業務、マンホールトイレ整備工事及びマンホール浮上防止対策工事につきましては、下水道総合地震対策事業に関連する業務及び工事となっております。

下水3号は国道457号を利用しながらの工事でございます、道路管理者との協議や近接して工事を行ってございます吉岡西部土地区画整理事業との施工調整に期間を要しましたことから年度内完了が困難となったものでございます。また、監理1号につきましては、下水3号に関連する監理業務でございます、下水3号の繰越しにより同様に繰り越したものでございます。マンホールトイレ整備積算施工監理業務及び工事のほか、マンホール浮上防止対策工事は国及び県との調整により令和7年度事業分を令和6年度に前倒して実施することとなったため、令和7年3月定例会議で補正予算として議決いただいた事業でございます。このことから契約等、事務手続き等に期間を要するため業務及び工事を令和7年で繰越ししているものでございます。

予算計上額は、監理1号で486万2,000円、下水3号で5,577万円、マンホールトイレ整備の業務で573万円、工事で2,880万円、マンホール浮上防止対策工事で1,400万円でございます。支払義務発生額は前払金等で、下水3号で3,631万7,010円、繰越額は監理1号で486万2,000円、下水3号で1,945万2,990円、マンホールトイレ整備

の業務で573万円、工事で2,880万円、マンホール浮上防止対策工事で1,400万円となっております。財源内訳につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。5件の合計といたしましては予算計上額1億916万2,000円、支払義務発生額は前払金等で3,631万7,010円、繰越額は7,284万4,990円、財源内訳は記載のとおりであります。なお、監理1号、下水3号につきましては10月末、マンホールトイレ整備業務工事及びマンホール浮上防止対策工事につきましては令和8年3月末が完了予定としてございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

同じく予算繰越計算書となります。令和6年度大和町水道事業会計予算について、別紙繰越計算書のとおり繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定によりましてご報告するものでございます。

8ページをお願いいたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定によります建設改良費の繰越額であります。

1款資本的支出1項建設改良費の事業名といたしましては難波・金取南浄水場更新工事積算等業務及びその下段、上水委2号配水管詳細設計業務（都市計画道路北四番丁大衡線拡幅工事関連）のほか、布替4号配水管布設替工事（国道457号）の3件であります。

難波・金取南浄水場更新工事積算等業務は、浄水場更新工事に関連する積算等業務でございまして、令和6年度分の工事完了が年度末となりましたことから現場確認がその後となったため、設計図書との整合に期間を要し繰越しとなったものでございます。予算計上額、繰越額につきましては、それぞれ966万8,000円であります。財源内訳は記載のとおりであります。

次に、上水委2号配水管詳細設計業務（都市計画道路北四番丁大衡線拡幅工事関連）であります。宮城県が施工してございます都市計画道路北四番丁大衡線拡幅工事、県道の大衡仙台線でございますが、に関連する配水管等の移設に要する詳細設計業務であります。布設替えの工法や埋設箇所決定に協議調整が必要でございまして、その期間に日数を要しましたことから年度内完了が困難となったものでございます。予算計上及び繰越額につきましては1,397万円でございます。財源内訳は記載のとおりであります。

次に、布替4号配水管布設替工事（国道457号）でございます。先ほどご説明を申し上げます下水3号公共下水道（雨水）管路工事に関連する配水管の布設替工事でございます。下水3号の施工調整を行いながらの実施となっているものでござ

います。下水3号の繰越しによりまして、本工事につきましても年度内完了が困難となったものでございます。予算計上額は3,080万円。支払義務発生額は前払金で1,230万円。繰越額は1,850万円でございます。財源内訳は記載のとおりとなっております。

3件の合計といたしましては、予算計上額5,443万8,000円。支払義務発生額は前払金で1,230万円、繰越額は4,213万8,000円でございます。財源内訳は記載のとおりであります。

なお、積算等業務は6月末、配水管詳細設計は9月末、配水管布設替工事は10月末の完了を予定としてございます。

以上報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長（遠藤秀一君）

続きまして、9ページをお願いいたします。

まちづくり政策課より、令和6年度株式会社大和町地域振興公社決算につきましてご報告申し上げます。地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、次の決算書のとおり報告するものでございます。なお、令和6年度決算報告書につきましては、令和7年5月26日月曜日に開催されました定期株主総会において承認されたものでございます。

それでは、令和6年度決算書1ページをお願いいたします。

初めに、第33期事業報告でございます。第33期の事業につきましては、事業計画に基づきまして事業執行をまいり、目標をほぼ達成することができたところでございます。

その概要につきましては、町からの受託事業であります七ツ森湖畔公園などの施設管理業務で6,832万8,000円、都市公園などの指定管理業務で4,654万3,000円。町民研修センターの受付、日直巡視業務610万6,000円、受託外業務438万1,000円、町道維持管理業務で2,226万円。収益事業では地場産品売上手数料、自動販売機売上手数料など合わせまして381万4,000円の販売額となったところでございます。

その他、町の施設等の除草や修繕等の業務や町から依頼があった蜂の巣駆除を行ったところでございます。除雪業務におきましては294万6,000円の売上げとなりました。

また、七ツ森湖畔公園を中心としましたレンタサイクル「サブチャリ」では156件、171人の方々にご利用いただき、2年目となります四十八滝運動公園オートキャンプ場では321件、705人のご利用がございました。また、七ツ森湖畔公園花まつりは5年ぶりに開催することができ、多くの方々にご来場いただき、まほろば夏まつりやたいわ産業まつりにおいても例年どおり参加協力いたしました。また、参加新規事業といたしまして七ツ森バルーンクラブの設立から協力団体として参画し熱気球係留搭乗体験会を開催し、町の新たな観光資源として次年度以降の継続につなげたところであります。

収支につきましては、人件費や作業単価、資材の上昇で経費が増えておりますが、営業収支66万2,000円の当期純利益を計上となりました。なお、吉岡西部土地区画整理事業による事務所等の移転については3月に業者を決定し、10月の移転予定となっております。

次に、2の会議等の開催状況でございます。取締役会、定期株主総会等記載のとおり開催されたものでございます。

3、第33期の役員名簿は記載のとおりでございますが、令和6年10月31日の臨時取締役会で代表取締役が、前副町長浅野喜高氏が辞任し、現副町長千葉喜一氏が選任されております。

続きまして決算報告でございます。3ページの貸借対照表をお願いいたします。

初めに資産の部でございます。

流動資産につきましては、現金・預金が1億7,797万868円。棚卸資産とその他の流動資産合計が1億8,826万355円でございます。

次に、固定資産につきましては、有形固定資産と無形固定資産を合わせた合計が1,048万3,210円となり、資産の部の合計は1億9,874万3,565円でございます。

続きまして、表の右側上段の負債部につきましては、流動負債と固定負債を合わせまして、合計3,875万4,425円でございます。

表下段の純資産の部につきましては、株主資本のうち資本金1,250万円、利益剰余金につきましては更新積立金400万円、社屋建設積立金1億2,500万円、繰越利益剰余金が1,848万9,140円、そのうち当期利益につきましては66万2,207円ございました。利益剰余金合計は1億4,748万9,140円。純資産の部の合計は1億5,998万9,140円となっております。この結果、負債・純資産の合計は1億9,874万3,565円となったものでございます。

次に、4ページの損益計算書でございます。

初めに、経常損益の部でございます。営業損益のうち、売上高 1 億 5,159 万 6,465 円で、売上原価につきましては 105 万 337 円でありましたことから、売上総利益は 1 億 5,054 万 6,118 円となったものでございます。販売費・一般管理費につきましては 1 億 5,789 万 7,706 円で、その内訳につきましては 5 ページの決算額に記載しております。このことによりまして、営業利益はマイナス 735 万 1,588 円でございます。

営業外損益のうち、営業外収益は 343 万 9,438 円、営業外費用はございませんでしたので経常利益はマイナス 391 万 2,150 円となったところでございます。

続きまして、特別損益の部でございます。特別利益は、固定資産売却益及び退職給与引当金戻入で計 492 万 1,257 円で、特別損失はございませんでした。税引き前の当期利益 100 万 9,107 円、法人税等を差引きしました当期の利益は 66 万 2,207 円でございます。

続きまして、6 ページでございます。

6 ページにつきましては、監査報告書でございます。

次に、7 ページは令和 7 年度第 34 期の事業計画でございます。

8 ページをお願いいたします。

8 ページにつきましては、事業計画に基づきます収支見込書。

9 ページにつきましては、令和 7 年度の販売費一般管理費となっております。

以上、大和町地域振興公社の決算についてご報告いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で、諸般の報告を終わります。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりでございます。

ここで町長より行政報告があります。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

皆さん改めましておはようございます。

本日ここに、令和 7 年大和町議会 6 月定例会議の再開に当たり、行政報告を申し上げます。

まず初めに、4 月 20 日に開催いたしました大和町町制施行 70 周年記念式典につきましては、議員の皆様、そして宮城県副知事をはじめ、宮黒管内の市町村長さん方、さらには宮城県議会議員各位、そして町民の皆様の参加をいただき、無事挙行すること

ができました。改めて議員各位をはじめ関係者、関係各位に御礼を申し上げます。

次に、町内立地企業の動向についてご説明申し上げます。

東京エレクトロン宮城株式会社様におかれましては、令和5年6月から建設をしておりました新開発棟が、令和7年4月24日に竣工されました。新開発棟は、地上3階建て、延べ床面積で約4万6,000平方メートルで、デジタル社会の進展などによる半導体市場の成長が予想される中、技術革新の要として約520億円を投じて建設されました。この新開発棟と、本日6月2日午後から起工式が行われます新生産棟が完成いたしますと、生産能力が現在の約3倍となり、需要増加への対応と顧客事業者様の設備立ち上げ期間の短縮が図られると伺っております。この新工場建設を契機として、同社様の今後ますますのご発展をご祈念いたしますとともに、本町といたしましても、新生産棟の建設が円滑に進むよう協力してまいりたいと考えております。

次に、吉岡西部土地区画整理事業につきましてご報告申し上げます。

造成工事につきましては、道路などのインフラ整備や宅地造成が計画どおり進んでおり、令和7年5月末現在の進捗率は40%を超えて、区域内移転者の建設工事も始まるなど、順調に推移しております。

また、土地区画整理事業地内を通る都市計画道路北四番丁大衡線につきましても、当事業による整備の推進とともに、宮城県が施工いたします吉岡大衡工区が着工されるなど、黒川消防本部の令和8年4月の開署に向け順調に推移しているところでありますので、引き続き情報を共有しながら、早期完成に向けて協力してまいります。

次に、大和町教育施設の未利用箇所の活用に関するサウンディング型市場調査について経過をご報告いたします。

当該調査につきましては、本年3月13日の大和町議会全員協議会において概要をご説明申し上げましたが、提案のありました施設は、吉田教育ふれあいセンター及び落合教育ふれあいセンターの2施設で、それぞれ1社からの提案がございました。当該2提案については、その後庁内において事業の実現性や効果等々を議論したところでございます。また、先日5月19日から23日にかけて、総務、社会文教、産業建設の各常任委員会において当該調査に係る検討状況をご説明申し上げましたところ、貴重なご意見等をいただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

各委員のご意見や、庁内での検討結果等を踏まえた今後の方針といたしまして、まず、吉田教育ふれあいセンターを農産物の栽培や加工などの施設として利活用する提案につきましては、内容自体は評価できる部分があるものの、当該施設が現在児童館として稼働しているため、食品加工エリアとの併設のリスクや町側の財政負担から見

た効果などを踏まえますと、今後の展開について現段階では提案内容に対して熟度が高まっていないと思料されることから、一旦検討を保留する方針といたしました。

次に、落合教育ふれあいセンターを日本語学校の校舎として利活用する提案につきましては、町内外の企業様から聞こえる雇用状況の厳しさや、外国人材の受入れ拡大を掲げる国の方針等を踏まえますと、当該提案は今後を見据えた期待感のある内容と受け止めております。しかし一方で、当該提案を具体化していくに当たっては、地元の方々の理解が最も重要でありますことから、まずは提案施設のある落合地区や居住が想定される吉岡地区の区長様などに提案情報を共有させていただき、ご意見等を伺いたいと考えております。執行部といたしましては、未利用の公共施設の利活用を契機として、よりよい大和町の未来につながるよう、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、大和町マイクロバスの貸出し事業についてご報告を申し上げます。

地区町内会等が行う公益的活動を支援するため、令和7年度から新規事業として運転手付きのマイクロバスの貸出し事業を開始しております。当該事業につきましては、令和7年4月15日開催の大和町区長会議において事業内容の説明をした後、5月1日から申込み受付を開始しております。貸出しに際しましては、公務での車両使用を優先するため、利用月の2か月前からの受付と制限を設けておりますが、そのような中、5月時点で7月利用の申込みが生き生きサロン活動等として6地区から寄せられたことは、町内会活動における本事業に対する期待の大きさと感じております。本日から8月利用の受付も開始されておりますので、今後も引き続き生き生きサロン活動など地域活動で活用していただきたいと考えております。

次に、令和7年度産の主食用米につきましては、米の需給の逼迫や米価上昇の状況から生産意欲が高まり、町内でも生産目安より約44ヘクタールの超過、昨年実績よりも126ヘクタール多い1,352ヘクタールで作付されているところであります。

5月末現在の水稻の生育状況は、今年は3月以降好天の日が多かったこと、また、例年より気温が高い日が多かったため、育苗は順調に推移いたしました。田植作業は水不足の心配もなく順調に進み、宮城県の概況発表では、例年並みの田植終期を迎えたとのことであります。田植後の生育は平年より高めの気温の日が多いことから、おおむね良好と見られますので、今後も好天に恵まれ、実りの秋を迎えられるよう期待をしております。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

報告第8号から報告第10号は税条例のほか一部改正について、報告第11号から報告第14号は令和6年度補正予算について、報告第15号及び報告第16号は損害賠償について、それぞれ専決処分を行いましたもので報告するものであります。

議案第49号は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例といたしまして、同法律の施行によりまして地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項が削除されたことに伴い、同項を引用している条例の改正を行うもの。

議案第50号は、大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例といたしまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が施行される見込みであるため、所要の改正を行うもの。

議案第51号は、大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例といたしまして、マイナンバーカードによる印鑑証明書の窓口発行を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第52号から議案第54号までの一般会計ほか2企業会計の補正予算についてご説明を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては2億1,644万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を143億2,894万3,000円とするものであります。

歳出の主なものにつきましては、総務費では地区集会施設のバリアフリー工事に係る費用の一部を助成するもののほか、定額減税補足給付事業として、令和6年度分所得税額及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来支給すべき支給額と調整給付金の支給額に差額が生じた方等へのその差額分を支給する費用を追加するもの。

民生費では会計年度任用職員の採用に要します費用の追加、衛生費では高齢者等に関する新型コロナウイルス感染症予防接種に係る費用を追加措置するもの。

農林水産業費では、令和7年度農林業災害対策資金利子補給費及び農業経営高度化支援事業費を追加するもの。

商工費では、仙台北部中核工業団地内の支障木伐採及び側溝等の整備工事に関する費用を追加措置するもの。

教育費では、学校ICT環境整備事業として、GIGAスクールネットワークアクセスメント業務に係る費用を追加するもの。

公債費では、学校教育施設等整備事業債につきまして、繰上償還する必要があるため必要な費用について追加措置するものであります。

下水道事業会計につきましては、県道柗沢吉岡線に係るマンホール調整工事及び公

共下水道管路調査業務に係る費用を追加するもの。

水道事業会計につきましては、県道榊沢吉岡線、県道仙台三本木線に係る配水管布設替え工事が必要となったことにより増額するものであります。

議案第55号につきましては、令和7年3月21日に発生いたしました交通事故に対しまして、損害賠償の額を定め和解するものでございます。

以上が提出しております議案の概要でございますが、本議会の期間中に契約案件及び人事案件を追加提案させていただく予定としておりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

何とぞご審議いただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。よろしく願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第 3「報告第 8号 専決処分の報告について（大和町税条例の一部を改正する条例）」

日程第 4「報告第 9号 専決処分の報告について（大和町都市計画税条例の一部を改正する条例）」

日程第 5「報告第10号 専決処分の報告について（大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」

日程第 6「報告第11号 専決処分の報告について（令和6年度大和町一般会計補正予算）」

日程第 7「報告第12号 専決処分の報告について（令和6年度大和町奨学事業特別会計補正予算）」

日程第 8「報告第13号 専決処分の報告について（令和6年度大和町下水道事業会計補正予算）」

日程第 9「報告第14号 専決処分の報告について（令和6年度大和町水道事業会計補正予算）」

日程第10「報告第15号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）」

日程第11「報告第16号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）」

議長（今野善行君）

日程第3、報告第8号 専決処分の報告について（大和町税条例の一部を改正する条例）から日程第11、報告第16号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）までを一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。では、朗読を省略して提出者の説明を求めます。

税務課長青木 朋君。

税務課長（青木 朋君）

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

報告第8号 専決処分の報告についてでございます。

大和町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり令和7年3月31日に専決処分いたしましたので、ご報告いたします。

今回の一部改正につきましては、令和7年3月の定例会議中に開催をいただきました議会全員協議会におきましてご説明を申し上げました令和7年度税制改正大綱に沿った改正でございます。令和7年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、一部の規定を除き4月1日から施行がされたところであります。令和7年度課税に支障のないよう対応するため、今回改正をしたものでございます。

また、関連いたします条例の一部改正につきましては、総務省より一部改正の準則が示されており、引用条項及び文言の見直しなど、その準則にのっとり、今回一部改正の専決処分を行ったものでございます。

それでは、大和町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第18条公示送達は、公示送達につきましてインターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴い規定を改めるものでございます。

第18条の3、納税証明事項は、第18条の改正に伴う規定の整理及び条ずれの修正を行うものです。

次に、第34条の2、所得控除、それから3ページになります第36条の2、町民税の

申告、それから5ページになります第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書及び第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書におきましては、個人住民税の所得控除として新たに大学生年代の19歳以上23歳未満の子などに関する特別控除として創設された特定親族特別控除に係ります所要の規定等の改正をしたものでございます。

次に、ページ前後いたしますが、4ページの第36条の2、第9項中、並びに6ページになります第63条の2、第1号中におきまして、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴う条項ずれを反映させる修正をしたものでございます。

続きまして、第82条種別割の税率並びに次のページ、第89条種別割の減免につきましては、軽自動車税においての二輪車の車両区分の見直しにより、総排気量125cc以下で最高出力を4.0キロワット、50cc相当以下に制御した二輪車に係る区分を新たに追加するなどの改正をしたものでございます。

7ページ下段になります、9ページまでに係ります第90条、身体障害者等に対する種別割の減免につきましては、軽自動車税の身体障害者等に対する種別割の減免を受けようとする場合に提示する運転免許証等につきまして、マイナンバーカードを運転免許証として利用するマイナ免許証の運用開始に伴う所要の規定を加えたものでございます。

9ページ、12行目をお願いいたします。

第139条の3、特別土地保有税の減免並びに第149条入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告につきましては、マイナンバー法の改正に伴う項ずれを反映させる修正等を行ったものでございます。

10ページをお願いいたします。

続きまして、本法附則の改正でございます。6行目からとなります。

附則第10条の2、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合は、固定資産税等の課税標準の特例の割合に関する部分を条例で定めているもので、今回、地方税法の改正による条項ずれ等を修正するものです。

附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告は第13項の次に第14項といたしまして、大規模修繕工事を行いましたマンションに係る固定資産税の減額措置について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には減額措置の適用ができることとする規定を新設したものでございます。

なお、改正前の第14項、第15項はそれぞれ繰り下げるものとございます。

11ページをお願いいたします。

右側の改正前の欄2行目からになります。附則第10条の4、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等は、特例措置の廃止に伴い条項を削除するものです。

13ページをお願いいたします。

右側の改正前の欄10行目からになります。附則第10条の5、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等は、特例措置の廃止に伴い条項を削除するものとございます。

15ページをお願いいたします。中段のものになります。

改正前の附則第10条の6、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等を附則第10条の4に繰上げ、地方税法の改正等により生ずる条項のずれ等をそれぞれ修正するものです。

17ページをお願いいたします。

続きまして、中段以降になりますが、附則第16条の2の次に、附則第16条の2の2といたしまして、地方税法の改正において加熱式たばこの課税方式の見直しが行われたことに伴いまして、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例の規定を新設したものとございます。

19ページをお願いいたします。

改正法の附則でございます。第1条は、この条例の施行期日となり、原則令和7年4月1日の施行としておりますが、第1号では個人住民税の特定親族特別控除の改正に伴う部分の施行日を令和8年1月1日からとするもの、第2号は町たばこ税の加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例に係る施行日を令和8年4月1日からとするもの、第3号は公示送達インターネットを用いた方法等による改正部分の施行日を地方税法の改正の施行日とするものというように、一部施行日が別になるものとございます。

第2条は公示送達に関する経過措置を、第3条は町民税に関する経過措置を、次のページになります。

第4条は固定資産税に関する経過措置を、第5条は軽自動車税に関する経過措置を、第6条は町たばこ税に関する経過措置を、各条項に基づき適用するものとございます。

以上が税条例の改正となります。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして議案書22ページをお願いいたします。

報告第9号 専決処分の報告についてでございます。

大和町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり令和7年3月31日に専決処分しましたのでご報告いたします。

今回の一部改正につきましては、さきの報告第8号の大和町税条例と同様、令和7年度税制改正に伴うもので、地方税法の一部を改正する法律の公布による引用条文等の一部改正でございます。総務省より示されました準則にのっとり、一部改正の専決処分を行っております。

それでは、大和町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

23ページをお願いします。

附則の改正でございます。附則第4項、第5項、第6項、第7項及び次のページ、第17項は、法の改正により引用の条項等を記載のとおり改めるものでございます。

附則でございます。第1項はこの条例の施行期日で令和7年4月1日から施行するもの。第2項は経過措置を規定するものでございます。

以上となります。

続きまして、議案書25ページをお願いいたします。

報告第10号 専決処分の報告についてでございます。

大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり令和7年3月31日に専決処分しましたので、ご報告いたします。

今回の一部改正につきましては、こちらもさきの報告第8号の大和町税条例等と同様に令和7年度の税制改正に伴うもので、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行により、課税限度額の引上げと減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しの一部改正でございまして、総務省により示されました準則にのっとり、一部改正の専決処分を行っております。

それでは、大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

26ページをお願いいたします。

第2条課税額でございます。第2項の医療保険分に係る課税限度額について65万円を66万円に、第3項は後期高齢者支援分に係る課税限度額について24万円を26万円にそれぞれ改めるものでございます。

次に、第23条国民健康保険税の減額は、第1項中の減額計算後の基礎課税額の課税限度額について65万円を66万円に、後期高齢者支援分の課税限度額について24万円を26万円にそれぞれ改めるものでございます。

また、27ページになりますが、同項第2号並びに第3号につきましては、減額措置に係ります軽減判定基準に用いる人数加算額の見直しを行うもので、第2号中29万5,000円を30万5,000円に、第3号中54万5,000円を56万円に改めるものでございます。

附則でございます。第1項はこの条例の施行期日で令和7年4月1日から施行するもの。第2項は経過措置を規定するものでございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

報告第11号 令和6年度大和町一般会計補正予算について説明を求めます。

財政課長佐々木克敏君。

財政課長（佐々木克敏君）

それでは、議案書の28ページをお願いいたします。あわせて、別冊の一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（専決第2号）につきましても準備をお願いいたします。

報告第11号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年度大和町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

ページの中ほど、専決処分書のとおりでございまして、専決処分の日は令和7年3月31日でございます。

29ページをお願いいたします。

令和6年度大和町一般会計補正予算（専決第2号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、第1項といたしまして歳入歳出それぞれ1,236万2,000円を追加し、予算の総額を163億1,590万5,000円とするものでございます。第2項、補正予算の款項の区分につきましては、議案書30ページから31ページの第1表、歳入歳出補正予算によるものでございます。

第2条地方債の補正につきましては、変更でございまして、第2表によるものでございます。

議案書32ページ、第2表地方債補正でございます。

公共事業等債につきましては7,960万円を8,210万円に、緊急自然災害防止対策事業債につきましては1億1,290万円を9,670万円に、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債につきましては5,000万円をゼロに、それぞれ限度額を改めるものであります。そのほか、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであり、変更はございません。

それでは、別冊の事項別明細書（専決第2号）3ページをお願いいたします。

初めに、歳入であります。

3ページの2款地方譲与税から4ページ上から2つ目にございます9款環境性能割交付金までにつきましては、国または県から交付されます各種譲与税及び交付金の確定によりまして増減の措置をいたしたものでございます。7つの款の合計では4,656万1,000円の追加となるものであります。

続きまして、11款地方特例交付金につきましては、4項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、額の確定により追加するもの。

12款地方交付税につきましては、額の確定による減額でございますが、特別交付税が1,522万5,000円の増額、震災復興特別交付税は8,681万9,000円の減額であります。

13款交通安全対策特別交付金につきましては、額の確定により31万5,000円の減額でございます。

16款1項1目民生費国庫負担金につきましては、受入れ細節区分の誤りがございましたので補正額はゼロとなりますが、組替えを行っております。

5ページをお願いいたします。

16款2項5目土木費国庫補助金につきましては、1節道路橋梁費補助金、2節住宅費補助金につきましては、社会資本整備総合交付金の額の確定によるもの。7目教育費国庫補助金につきましては、1節小学校費補助金、2節中学校費補助金につきまして学校環境改善交付金の額の確定による減額でございます。

17款1項2目民生費県負担金につきましても、国庫負担金と同様に細節区分の組替えを行っております。17款2項6目教育費県補助金につきましては、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の額確定による減額。7目市町村振興総合補助金につきましては、交通安全対策事業費ほか8事業の事業費の額が確定し、それぞれ増減がございますが、合わせまして10万2,000円を増額いたすものであります。8目みやぎ環境交付金につきましては、額の確定により49万3,000円の減額でございます。

17款3項1目総務費委託金につきましては、令和6年10月27日に執行されました第50回衆議院議員総選挙における執行経費の確定によりまして4万円を減額するもので

ございます。

6 ページをお願いいたします。

18款 1 項 2 目利子及び配当金につきましては、財政調整基金及び肉用牛貸付事業運営基金におけます利子分を増額いたしております。

次に、19款 1 項 3 目教育費寄附金につきましては、1 件の寄附がございましたことによる増額。同じく 4 目ふるさと寄附金につきましては、1 節ふるさと寄附金、2 節企業版ふるさと寄附金の額の確定によりまして、それぞれ増額するものであります。

20款 2 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては、財源の調整により 1 億147万4,000円を、4 目ふるさと応援基金繰入金につきましては116万3,000円を、5 目森林環境譲与税基金繰入金につきましては3,000円を、それぞれ事業費の確定により増額するものです。

22款 5 項 2 目雑入につきましては、1 節雑入で最終処分場周辺地域環境整備事業費の額の確定による減額です。

23款 1 項町債につきましては、先ほど議案書の32ページでご説明いたしました内容でございまして、4 目土木債、5 目教育債の補正でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、7 ページ歳出であります。

歳出 2 款 1 項 3 目財政管理費につきましては、4 節財政調整基金に積み立てるものであります。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長 （遠藤秀一君）

続きまして、2 款 1 項 6 目企画費につきましては、ふるさと寄附事業について。ふるさと納税が歳入で 1 億5,587万8,000円、企業版ふるさと納税が510万円、合わせまして 1 億6,097万8,000円でありまして、前年対比で倍増しておるということもありまして、歳出のほうで返礼品の経費を専決させていただくものでございます。

7 節につきましては寄附申入れいただいた方への返礼品調達費用について、10節につきましては事務用品でございます。11節の通信運搬費につきましてはオンラインネット通信費用、広告料はふるさと寄附ポータルサイト広告料、手数料はクレジット等

の決済費用でございます。12節はふるさと寄附に係ります返礼品調達事務及び発送業務等につきまして、それぞれ6年度の実績による確定減額をいたすものでございます。24節につきましては返礼品等の経費を控除いたしました寄附金額の確定に伴いまして、差額をふるさと応援基金へ積立てをするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 長 （今野善行君）

総務課長兼危機対策室長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 （児玉安弘君）

続きまして、9目交通対策費、13目諸費につきましては、財源調整でございます。

4項3目衆議院議員選挙執行費、3款1項4目障害者福祉費につきましても、財源調整でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 長 （今野善行君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長 （大友 徹君）

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費でございます。

8ページ目をご覧くださいようよろしくお願いいたします。

27節は物価高騰対応による負担軽減生活支援として実施いたしました水道料金、下水道料金の減免額確定に伴い、それぞれの特別会計の繰出金を調整したものでございます。2目予防費は、がん検診受診率向上事業、医療用ウィッグ・乳房補整具購入費助成事業に対します宮城県市町村振興総合補助金の確定により、財源の調整を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 長 （今野善行君）

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長 （阿部 晃君）

続きまして、5款1項3目農業振興費につきましては、事業費確定による財源調整でございます。4目畜産業費でございます。24節積立金は、肉用牛貸付事業運営基金への利子の積立てを増額したものでございます。5目農地費でございます。12節委託料から18節負担金は、鶴巣地区新最終処分場関連事業であり、それぞれ事業費の実績による減額でございます。27節繰出金は、物価高騰対策による負担軽減生活支援事業の確定に伴い、農業集落排水事業分を減額したものでございます。6目水田農業対策費及び2項1目林業振興費につきましては、それぞれ事業費の確定による財源調整でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

商工観光課長。

商工観光課長兼企業立地推進室長 （星 正己君）

6款1項3目観光費につきましては、財源調整によるものでございます。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして、7款2項1目道路維持費は財源調整でございます。

事項別明細書9ページをお願いいたします。

2目道路新設改良費の12節は、新最終処分場関係事業に係ります委託費の確定に伴います減額のほか、財源の調整でございます。

続きまして、4目交通安全施設整備事業費及び3項1目河川費につきましては、財源調整でございます。

続きまして、4項2目下水道費の27節は下水道事業特別会計の事業費確定に伴います繰出金の減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 （菊地康弘君）

続きまして、9款1項2目事務局費は、事務局運営費の補正でございます。24節は歳入の寄附金を財源とする学校教育振興基金積立金に20万円を追加したものであります。

次に、2項2目教育振興費から10ページに入りまして、4項5目教育ふれあいセンター管理費までは財源調整であります。

一般会計につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の33ページをお開き願います。あわせまして、別冊の大和町奨学事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（専決第1号）につきましてもご準備をお願いいたします。

報告第12号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年度大和町奨学事業特別会計補正予算について、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をいたすものであります。

ページ中ほどの専決処分書のとおりでありまして、専決処分の日は令和7年3月31日であります。

続きまして、34ページをお願いいたします。

令和6年度大和町奨学事業特別会計補正予算専決第1号でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出それぞれ8,000円を追加いたしまして、予算の総額を463万6,000円とするものであります。第2項、予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは別冊の事項別明細書（専決第1号）の14ページをお開き願います。

2の歳入でございます。

5款1項1目町預金利子は、預金利子8,000円を追加したものです。

次に、3の歳出であります。

1款1項2目事務費24節は、奨学事業基金積立金に預金利子の8,000円を追加したものであります。

奨学事業特別会計につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 （今野善行君）

暫時休憩します。再開は11時20分といたします。

午前 11 時 08 分 休 憩

午前 11 時 19 分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長 （亀谷 裕君）

続きまして、議案書36ページをお願いいたします。

報告第13号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年度大和町下水道事業会計補正予算について、次のとおり専決処分いたしましたので同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

下段、専決処分書のとおり、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、令和7年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

37ページをお願いいたします。

令和6年度大和町下水道事業会計補正予算（専決第1号）でございます。

第1条は総則であります。令和6年度大和町下水道事業会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は収益的収入及び支出であります。令和6年度大和町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したものであります。

収入についてであります。1款下水道事業収益については増減ございませんが、1項営業収益に5万4,000円を増額し、合計4億7,505万8,000円とし、2項営業外収益は5万4,000円を減額し、合計4億2,001万6,000円としたものであります。

第3条他会計からの補助金は、予算第10条中3億5,952万6,000円を3億5,947万2,000円に改めるものであります。

詳細につきましては、事項別明細書16ページによりご説明申し上げます。

令和6年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書の内訳書となります。

収益的収入及び支出の収入であります。令和7年1月22日開催の令和7年度大和町議会1月臨時会議でご可決いただきました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

を活用し、官公署を除く住民及び事業者の下水道使用料の基本料金を令和7年1月及び2月使用分を減免した額が確定いたしましたことから、下水道使用料及び一般会計補助金を実績に合わせまして補正したものでございます。

1 款下水道事業収益 1 項営業収益 1 目使用料、節の下水道等使用料に 5 万 4,000 円を増額し、2 項営業外収益 2 目他会計補助金、節の一般会計補助金は同額の 5 万 4,000 円を減額したものでございます。

続きまして、議案書 38 ページをお願いいたします。

報告第 14 号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度大和町水道事業会計補正予算について、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

下段、専決処分書のとおり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づきまして、令和 7 年 3 月 31 日付で専決処分を行ったものでございます。

39 ページをお願いいたします。

令和 6 年度大和町水道事業会計補正予算（専決処分第 1 号）であります。

第 1 条は総則でございます。令和 6 年度大和町水道事業会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 2 条は収益的収入及び支出であります。令和 6 年度大和町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したものであります。

収入についてであります。1 款水道事業収益については増減ございませんが、1 項営業収益には 10 万 3,000 円を増額し、合計 8 億 846 万 5,000 円とし、2 項営業外収益は 10 万 3,000 円を減額し、合計 2 億 1,146 万 1,000 円としたものでございます。

第 3 条他会計からの補助金は、予算第 10 条中、1 億 1,120 万円を 1 億 1,109 万 7,000 円に改めるものであります。

詳細につきましては、事項別明細書 18 ページによりご説明を申し上げます。

令和 6 年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書の内訳書となります。

収益的収入及び支出の収入でございます。令和 7 年 1 月 22 日開催の大和町議会 1 月臨時会議でご可決いただきました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、官公署を除く住民及び事業者の水道料金の基本料金を令和 7 年 1 月及び 2 月使用分を減免した費用が確定いたしましたことから、水道料金及び一般会計補助金を実績に合わせまして補正したものでございます。

1 款水道事業収入 1 項営業収益 1 目給水収益、節の水道料金に 10 万 3,000 円を増額

し、２項営業外収益１目他会計補助金、節の一般会計補助金は同額の10万3,000円を減額したものでございます。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長（児玉安弘君）

続きまして、議案書の40ページをお願いいたします。

報告第15号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、損害賠償の額を定め、和解することにつきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので同条第２項の規定により議会に報告をいたすものでございます。

41ページが専決処分書でございます。

１の専決処分事項につきましては、地方自治法第96条第１項第12号及び第13号に該当する事件のうち、法律上、町の義務に属する賠償補償につきまして、１件50万円以下の範囲におきまして、その額を定めること及びこれに伴う和解をすることでございます。

２の相手方につきましては、議案書記載のとおりでございます。

３の事故の概要につきましては、相手方車両が令和７年１月14日午前５時50分頃、町道大沢田線の大和町吉田字大沢田地内を走行した際、雪の重みで町道上に張り出した大和町管理の樹木に相手方車両が接触し、フロントバイザー、サイドミラー、バックミラーを破損したものでございます。

４の損害賠償額につきましては、相手方への物損事故補償分、金９万1,110円でございます。

５の和解の内容につきましては、本件に係る物損事故の過失割合を大和町１割とし、大和町は相手方に対し９万1,110円の支払い義務があることを認め、これを支払うことといたし、また、町、相手方の両当事者は本件について、今後、裁判上・裁判外を問わず異議申立て、請求を行わないこととし、和解することといたし、令和７年４月14日に専決したものでございます。

続きまして、議案書42ページをお願いいたします。

報告第16号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を定め、和解することにつきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので同条第2項の規定により議会に報告をいたすものでございます。

43ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

1の専決処分事項につきましては、報告第15号と同様のものではございます。

2の相手方につきましては、議案書記載のとおりでございます。

3の事故の概要につきましては、町営住宅の入居希望者であった相手方から令和7年1月9日に提出された入居申請書について、事務手続過程において当該書類一式を課内で紛失いたし、調査の結果、その他の廃棄書類に混同して廃棄された蓋然性が高く、当該事故について相手方から損害賠償請求があったものであります。

4の損害賠償額につきましては、金1万円でございます。

5の和解の内容につきましては、町は相手方に対し、損害賠償金といたしまして1万円の支払い義務があることを認め、これを支払うことといたし、町は、本件紛失に関係した職員に対する懲戒処分の有無及び懲戒処分があった場合はその内容を相手方に通知し、町、相手方の両当事者は、本件について今後は何らの債権債務が存在しないことを相互に確認いたしました。ただし、相手方に後日、本件紛失と相当因果関係のある損害が発生したと認められる場合はこの限りではないことで和解し、令和7年4月30日に専決処分したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で、報告第8号から報告第16号までを終わります。

日程第12「委発第1号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則について」

議長（今野善行君）

日程第12、委発第1号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長槻田雅之君。

議会運営委員会委員長 （槻田雅之君）

それでは、ただいま議案となっております、委発第1号 大和町議会会議規則の一部を改正する規則について、議会運営委員会を代表し、提案理由及び改正内容を説明いたします。

お手元の議案書、委発第1号をお開き願います。

大和町議会会議規則の一部を地方自治法第109条第6項及び大和町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものです。

提出理由は、会議における情報通信端末の持込み及び使用を認める所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容の説明を行います。2ページの新旧対照表をお願いいたします。下線部分が改正点となります。

第103条は、議場に電子機器を携帯できるようにするものです。

第106条の2は、これまで議場内での使用は指定するタブレット型端末に限られていたものを、議長が認めたものとするものです。

第107条は、参考とするために限り、新聞、インターネット情報の閲読を可能とするものです。

附則として、この規則は公布の日から施行するものであります。

以上で、改正内容の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

説明が終了しましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。改めてこれから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「委発第2号 大和町議会傍聴規則の一部を改正する規則について」

議長（今野善行君）

日程第13、委発第2号 大和町議会傍聴規則の一部を改正する規則を議題とします。
朗読を省略して提出者の説明を求めます。
議会運営委員会委員長槻田雅之君。

議会運営委員会委員長（槻田雅之君）

それでは、ただいま議案となっております、委発第2号 大和町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、議会運営委員会を代表し、提案理由及び改正内容を説明いたします。

お手元の議案書、委発第2号をお開き願います。

大和町議会傍聴規則の一部を改正する規則を地方自治法第109条の第6項及び大和町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

次に、提出理由であります。会議傍聴者の緩和や傍聴者を守る要件について、現在の議会傍聴の仕組みに合わせた所要の改正を行うものであります。

それでは、改正内容の説明を行います。2ページの新旧対照表をお願いいたします。下線部分が改正点となります。

第5条は、他人に被害を加えることや恣意的行為のおそれがあると認められる物を携帯し、会議を妨害または他人に迷惑を及ぼす者の入場を禁止することのほか、児童及び乳幼児を入場できるように改めるものでございます。

次に、3ページをお願いします。

第6条は、会議を妨害または迷惑になる行為を行わないこととする改正前の第6条、第7条の条文の整理を行ったものです。これにより、改正前第7条を削り、以降1条ずつ繰り上げるものでございます。

附則として、この規則は公布の日から施行するものであります。

以上で、改正内容の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

説明が終了しましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会と決定しました。

再開は明日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午前11時37分 延 会